

2022年9月26日

日本人船員に対するワクチン接種について

国土交通省海事局に問い合わせ、最新の状況につき、以下の通り確認いたしましたので、お知らせいたします。

日本政府による接種期限

2023年3月31日(金)

本年9月20日より、オミクロン対応型ワクチンの接種が開始されることに伴い、日本国民に対するワクチン接種の期限は、来年3月末まで延長されました。

オミクロン対応型ワクチンは、日本国内で少なくとも初回接種（1・2回目接種）が完了している12歳以上の全ての方が対象となります。

なお、従来型ワクチンの接種についても引き続き可能ですので、初回接種（1・2回目接種）が完了していない日本人船員(医学的に接種が出来ない船員および自身の意思で接種しない船員を除く)で、今後、接種を希望する日本人船員は、上記期限内に従来型のワクチンを接種いただくこととなりますが、詳細については、必ず在住の自治体等に問合せいただくよう、お願いいたします。

ワクチン接種の間隔について

三回目以降の接種間隔について

2回目（3回目以降）完了時から5か月（ノババックスについては6か月）。

1・2回目と3回目の種類は異なっても接種可能(最初の2回をファイザー社製、3回目をモデルナ社製など)。

詳細は、以下のURLで確認願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

ワクチン接種証明について

※ ワクチン接種証明の取り扱いについては、以下のURLを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

9月26日現在、海外から本邦に空路で帰国する場合、2回以下の接種者については、日

本人でも入国前の検査（搭乗72時間前以内）が必要となります。また、（入国前の検査証明を所持していない場合で）チェックイン時にワクチン接種証明（3回以上）を提示できない場合は、搭乗できない可能性がありますこと、十分にご注意ください（搭乗できても、入国時に証明できない場合は、入国できませんのでご注意ください）。

厚生労働省コールセンター

新型コロナウイルスワクチン接種に関する厚生労働省の電話相談窓口

電話番号：0120-761-770(フリーダイヤル)

受付時間：下記参照(土日・祝日も実施)

日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9時00分～21時00分

タイ語：9時00分～18時00分

ベトナム語：10時00分～19時00分

居住自治体以外で接種を受けようとする場合

2021年9月6日付で厚生労働省・国交省海事局による連名で事務連絡「船員への新型コロナウイルス感染症のワクチン接種への対応について」が、各自治体(都道府県市町村等)の衛生主幹に対して発出されています(詳細は、2021年9月10日付会員周知(船主海第168号・船主人第95号)を参照願います。協会のホームページにも日本人船員へのワクチン接種に配慮している自治体リストを掲載しておりますが、最近は更新がありませんので、居住自治体以外で接種する場合は、当該自治体に事前に問い合わせるよう、お願いいたします。

寄港地にて接種を予定している場合は、必ず事前に当該港の自治体担当者に事前に問い合わせるようお願いいたします(自治体に供給されるワクチン数の関係等から、必ず、接種できる保証はないこと、お含みおき願います)。

以上